

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区皿沼二丁目9番11号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成28年9月28日

足立区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 西川 太一郎

記

- 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
- 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを含む。)
- 運搬先 区長の指定する処理施設
バイオエナジー株式会社(許可番号第1412号)

- 作業場所 足立区の区域内
- 許可期間 平成28年10月1日 から
平成30年9月30日 まで

6 許可の条件

作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

保管・積替施設については、以下のとおりとする。

- ・設置場所は、東京都足立区皿沼二丁目9番11号とする。
 - ・施設は、区長の指定する処理施設へ搬入可能な日に使用しないこと。
 - ・施設の使用方法は、一般廃棄物を車両に積載した状態での積置きに限る。
- バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に足立区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、足立区を被告として(訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)